

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月6日

支出負担行為担当官

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 調達内容

- (1) 件名 関東運輸局管内自家用電気工作物保守管理業務委託
電子調達システム案件
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (3) 履行場所 別紙仕様書により定める場所
- (4) 電子調達システムの利用 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

2. 競争に参加する者に必要な資格事項

- (1) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、開札時までにB・C・Dの等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条に該当しない者。
- (4) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (5) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）の取得を明示すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 電気主任技術者の資格を有する者を確保できる者であること。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17F
関東運輸局総務部会計課調度係
電話 045-211-7207
- (2) 仕様説明書の交付場所及び方法
原則、以下の調達ポータルホームページからダウンロードすること。
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz>

(3) 参加申請書及び紙入札方式参加願の提出期限及び提出場所

①電子入札参加申請書提出期限

令和8年2月16日(月)17時00分

②紙入札方式参加願提出期限及び提出場所

令和8年2月16日(月)17時00分

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17F

関東運輸局総務部会計課調度係

郵送による場合は必着とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は、電子調達システムにより行うこと。

ただし、(3)②の承諾を得た場合は、紙により持参または郵送とする。

①電子調達システムによる入札期限

令和8年2月20日(水)17時00分

②紙入札方式による入札日時及び場所

令和8年2月20日(水)17時00分

場所は、(3)②に同じ。

郵送による場合は必着とする。

③開札日時及び場所

令和8年2月24日(火)15時30分

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎20F

関東運輸局 入札室

④電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/>

4. 入札者に要求される事項

(1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（資格審査結果通知書の添付、確認書及び誓約書の作成）を所定の提出期限までに、3.(4)④に示すURLに、電子調達システムを利用し提出しなければならない。

(2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書（資格審査結果通知書の添付、紙入札方式参加願及び誓約書の作成）を所定の提出期限までに3.(3)②に示す場所に提出しなければならない。郵送による場合は必着とする。

なお、(1)、(2)いずれの場合も、開札日の前日までの間において当該証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

5. その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金に関する特約事項 要

(5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。

(6) 入札執行回数 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期

間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。